

- ◇洋菓子園遊会の参加者募集.....2面
- ◇市営住宅入居者募集.....3面
- ◇子ども市政ニュース  
「南海トラフ巨大地震に備える」.....4・5面
- ◇アイスアリーナへペア500組無料招待.....6面
- ◇高齢者の介護支える在宅福祉サービス.....8面

●発行(毎月10・25日) / 西宮市役所: 〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798-35-3151(代表) ●ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>  
 ●編集/政策局市長室広報課 ☎0798-35-3400 ✉vo\_kouhou@nishi.or.jp ●携帯サイト「ふるむ西宮」<http://www.nishi.or.jp/i/>



申込は10月1日から。詳細は8面をご覧ください

# 4月入園 幼稚園児を募集

国の制度  
改正

## 私立6園と市立全園が新制度に移行 手続き・保育料変わります



平成27年4月から、国の制度改正により、子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)がスタートします。これに伴い、新制度に移行する私立幼稚園6園と市立幼稚園全園の入園手続きや保育料が変わります。ただし、新制度に移行しない幼稚園については、利用手続き等はこれまでと変わりません。市内の幼稚園は、来年度の入園申込を10月1日から受け付けます(私立幼稚園の申込については各園に問合せを)。願書は各園で配布しています。詳しくは8面記事をご覧ください。



### ▽新制度に移行する幼稚園・認定こども園と移行しない幼稚園の手続きなど

新制度に移行する幼稚園・認定こども園	
私立幼稚園(すずらん、みそら、甲子園東、くるみ)、認定こども園(上甲子園、武庫川)、市立幼稚園全20園 ※8面参照	
利用手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>■これまでと同様に各園に直接申し込んでください</li> <li>■園を通じて市に認定申請が必要です</li> <li>■認定こども園を保育所として利用する場合は市に申し込んでください</li> </ul>
保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者の所得に応じた応能負担となります=下案参照</li> <li>■就園奨励助成制度(*)は利用できません</li> </ul>
新制度に移行しない幼稚園	
私立幼稚園34園 ※8面参照	
利用手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>■これまでと同様に各園に直接申し込んでください</li> <li>■市への認定申請は不要です</li> </ul>
保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各園で定額の保育料を設定します</li> <li>■就園奨励助成制度(*)が利用できます</li> </ul>



※私立幼稚園に就園する幼児の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るための助成制度

**私立幼稚園6園と市立幼稚園全園が移行**

平成27年4月から始まる新制度に、私立幼稚園6園と市立幼稚園20園全園が移行します。利用手続きと保育料(月額利用料)は左表、下表のとおり変わります。※在園児については、各園で説明があります。また、新制度に移行しない私立幼稚園の入園手続き等は、これまでと変わりません

**1号認定申請が必要**

新制度へ移行する幼稚園を利用する人は、認定(1号)を受けることが必要です。

**保育料が変更**

国の制度改正により、新制度に移行する幼稚園は、定額負担から保護者の所得に応じて入園料を含めた保育料(月額利用料)を支払う仕組み(応能負担)に変わります。

保育料(月額利用料)については、現時点での素案です。年度末までに市のホームページなどでお知らせする予定です。

す。認定に必要な申請書は、9月の入園願書等配布時に各園で配布します。必要事項を記入のうえ、入園願書提出時(内定時)に各園へ提出してください。

### ▽新制度に移行する幼稚園・認定こども園(幼稚園として利用)の保育料(月額利用料)の素案

(注1)新制度に移行する私立幼稚園・認定こども園の保育料は、左下表の基本保育料となりますが、各園で別途費用を上乗せして徴収する場合があります

(注2)市立幼稚園の保育料は、市議会の承認が必要となるため、以下の内容が変更になる場合があります

区分	【4人家族の年収の目安】	新制度に移行する私立幼稚園等【1号認定】基本保育料	市立幼稚園【1号認定】保育料		
			平成27年度4歳児	平成28年度4歳児	平成29年度4歳児
I	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
II 1	市民税 非課税世帯(母子・父子世帯)	0円	0円	0円	0円
II 2	市民税 非課税世帯(その他) 【~270万円】	2500円	1800円	2000円	2300円
III 1	市民税 所得割課税額5万9500円以下の世帯 【~310万円】	5200円	4700円	4700円	4700円
III 2	市民税 所得割課税額7万7100円以下の世帯 【~360万円】	9800円	6400円	7600円	8800円
IV 1	市民税 所得割課税額14万4900円以下の世帯 【~520万円】	1万6000円	1万1400円	1万2900円	1万4400円
IV 2	市民税 所得割課税額21万1200円以下の世帯 【~680万円】	2万500円	1万2800円	1万5600円	1万8500円
V 1	市民税 所得割課税額37万7100円以下の世帯 【~1020万円】	2万2000円	1万3200円	1万6500円	1万9800円
V 2	市民税 所得割課税額37万7101円以上の世帯 【1021万円~】	2万3400円	1万3700円	1万7400円	2万1100円

※小学3年生までの子どもで、最年長の子どもから順に2人目の園児は、市立・私立を問わず第2子として基本的に上記(市立幼稚園は平成29年度の保育料)の半額、3人目以降の園児は第3子として無償となります  
 ※上記の金額は、満3歳児から5歳児まで同一料金となります  
 ※市民税額は6月頃に市役所から通知される「市・県民税特別徴収額決定・変更通知書」または「市・県民税納税通知書」で確認できます  
 ※新制度に移行する私立幼稚園と認定こども園の在園児については、別途補助を行う予定です  
 ※市立幼稚園では、保育料を平成27年度から29年度まで段階的に変更しますが、5歳児については、4歳入園時の保育料が継続されます



【問合せ先】園児募集相談ダイヤル  
0798-35-5561

保育所の入所申込については、本紙9月25日号でお知らせする予定です